

2015年5月27日

「世界最先端 IT 国家創造宣言」に対する意見

BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス

BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス¹（以下「BSA」）は、「世界最先端IT国家創造宣言」（以下「本宣言」という。）に関し、以下の通り意見を提出します。

1. データドリブンイノベーションを促進するデータ利活用政策

今日、IoT、ソーシャルメディア、Eコマース、その他多種多様なインターネット又はモバイルサービスの発展により大量のデータが生成され、大量に生成されたデータを分析して問題解決に役立つ革新的なソフトウェアが提供され、これらを支えるクラウドコンピューティングが幅広く用いられること等を背景として、データ革命が起こっています。そして、このデータ革命の現象は、上記の要素が複合的に絡み合って発展してきており、また、クラウドコンピューティングを始めとするインターネットベースのサービスの利用に依存していることを考えれば、国際的なデータの自由な移転の確保を不可欠とするものです。これらの観点から、BSA は、国際社会を巻き込むデータ革命の現状を踏まえて今後の IT 国家創造戦略を改定することが大変重要であると考えます。

本宣言は、データの利活用に関連して、IT 利活用を推進するための基本法の必要性についても検討しつつ取組を進めるとしており（29 頁）、BSA はその積極的な取組に賛同致します。さらに具体的には、以下の項目を盛り込んだデータ活用に関する政策の推進を行うことを提案致します。

(1) 基本的事項として、データ利活用の有益性と必要性を前提とし、自由な越境データ移転と利活用推進を含むデータドリブンの社会発展を目指すことを宣言する。

この自由な越境データ移転に関しては、企業も消費者も、それぞれが適切と考える場所に

¹ BSA | The Software Alliance (BSA | ザ・ソフトウェア・アライアンス) は、グローバル市場において世界のソフトウェア産業を牽引する業界団体です。BSA の加盟企業は世界中で最もイノベティブな企業を中心に構成されており、経済の活性化とより良い現代社会を築くためのソフトウェア・ソリューションを創造しています。ワシントン DC に本部を構え、世界 60 カ国以上で活動する BSA は、正規ソフトウェアの使用を促進するコンプライアンスプログラムの開発、技術革新の発展とデジタル経済の成長を推進する公共政策の支援に取り組んでいます。BSA の活動には、Adobe, Altium, ANSYS, Apple, ARM, Autodesk, AVEVA, Bentley Systems, CA Technologies, Cisco, CNC/Mastercam, Dell, IBM, Intel, Intuit, Microsoft, Minitab, Oracle, salesforce.com, Siemens PLM Software, Symantec, Tekla, The MathWorks, Trend Micro が加盟企業として参加しています。詳しくはウェブサイト (<http://bsa.or.jp>) をご覧ください。

データを移転できるべきであるところ、多くの国が自由なデータ移転を制限するルールを策定し、競争を抑制し、起業家に不利益をもたらしているため、日本政府は、同じ懸念を共有する他国とともに、インフラやデータを国内にとどまらせるべきとのデータ保護主義を採らないよう外国上の働きかけを行う。即ち、クラウドコンピューティングを活用し、インターネット関連サービスを提供する企業は、物理的なインフラを自国や自身の地域に保有する必要がないにもかかわらず、多くの国がそのような要件を課そうとしており、これにより企業に不必要なコストと負担を強いている問題があるので、これに対処すべきである。企業は、サービスをその国向けに変更したり、サービスを展開する国ごとに高コストのデータセンターを設置することを、求められるべきではない²。

(2) データ利活用事業者は、データ利活用に関する説明責任を果たし、クラウドコンピューティングやデータ利活用を推進に資する標準規格等の適用に努め、データの有用性と消費者の選択に関する普及啓発を行うよう努める。

(3) 国は、オープンデータを加速させ、その利活用阻害要因の特定と除去に努めるとともに、データ利活用及び移転に資する国際的基準及び枠組みの策定及び参加につき、積極的に支援し推進する。その際、政府はテクノロジーの選択肢の確保に努める。企業は、その目的に応じて、最適かつ最善のテクノロジーを使用することができなければならない。テクノロジーの選択肢を幅広く確保することにより、企業は自国や自身の地域のテクノロジーの購入や使用を強制されることなく、自身で必要なものを選ぶことができる。また、国が参加した枠組みの遵守や(2)の民間の責務をはたすことにより、民間が国際的にデータ移転を自由に行うことができることを保証する。

2. 個人情報保護法改正後の具体的な実施について

パーソナルデータについては、改正個人情報保護法の具体的な実施に移行することとなりますが、新たな個人情報保護に関する論点、越境データ移転確保の枠組み、民間規格の開発・採用等について、個人情報保護委員会や政策立案者とともに、ステークホルダーが日常的に連携して、ベストプラクティスや経験を共有できる体制づくりを本宣言に盛り込むよう要望します。

3. クラウドサービスの利用を政府及び民間において加速させるための政策環境整備

BSA は、クラウドコンピューティングが、引き続き、情報技術分野の中で重要な技術の1つであると考えます。クラウド関連サービスの著しい発展が見込まれるだけでなく、全ての組織が効率や生産性の向上の恩恵を受けるため、国及び各産業にとって、経済的に遥かに多くの価値が付加されるものだからです。そして、クラウドコンピューティングが利用され始めて一定程度の時間が経った現在では、このことは、クラウドコンピューティングの利用者にとって自明の理となっており、従って、日本政府においては、今一度、政府及び民間企業におけるク

² これらの指摘に関連して、米国で USTR が公表した the Digital Dozen (https://ustr.gov/sites/default/files/USTR-The_Digital_Dozen.pdf) も参照下さい。

クラウドファーストの政策を一層推進すべきと考えます。

また、クラウドサービスの普及を支える重要ないくつかの政策のうち、越境データ移転の確保と国際的な規制の協調は非常に重要です。そのため、政府は、世界においてクラウドプロバイダーに課される義務の矛盾を最小限にすべきです。これには、クラウドの利用をユーザーに躊躇させたり、世界での円滑なデータ移転を抑制する、日本の諸々のガイドラインの見直しなど更なる規制緩和も含まれます。

4. サイバーセキュリティ

先般、サイバーセキュリティ基本法が施行され、また、新サイバーセキュリティ戦略が策定されようとしています。これにより、更に日本のサイバーセキュリティ戦略は進化していくものと思料致します。

元来、サイバー空間は、ビジネス、行政サービス及び日常生活の利便等、好機をもたらすものです。他方、重要インフラ業務への障害など、社会に対するリスク及び脅威も生まれており、セキュリティなくしては、データ及びデバイスの正確さ、インテグリティ、プライバシー及び安全性を保証することができません。日本がサイバーセキュリティ立国となるためには、脅威及び緩和策情報をタイムリーに共有するための官民協力及び国際協力の強化が不可欠です。また、今後の官民協力においては、ユーザーを含めたステークホルダー間で負担及び情報を共有するため、被害者となりうる団体も含めることが必要であると考えます。

そして、IoTによって、ヒトやモノ及びデータの接点（データ取得及び利用）が増加するため、サイバー攻撃の潜在的な標的が無数に誕生することになります。これにより、サイバーセキュリティの重要なステークホルダーとして、一般の利用者及びモノが大規模に加わってきます。従って、一般の利用者向け教育と対策の実装が急務となります。また、リスクから守るべき分野の優先度の明確化・定期的な見直し、積極的なサイバー防衛への投資のバランスが求められます。そして、その際の土台となるのが、システムズオブシステムズ全体の強靱化（エンド・ツー・エンドセキュリティ）、セキュリティ・バイ・デザイン及びスケーラビリティの適用、セキュリティに関するリアルタイム性の高い監視・解析・報告・対策の仕組み作りとなります。これを実現するためには、大企業のみならず新興企業を含めた対等なアライアンスが必要であり、産業構造の転換も求められます。

新サイバーセキュリティ戦略とその実施においては、上記の点を考慮し、また、グローバル企業から、世界での経験、サイバーセキュリティの最新の動向や新しく提供されるサービスに関する情報も参考のうえ、推進されるようお願い致します。

5. テレワークの積極的な導入の推進

テレワークについては、多様な人材の確保や通勤時間の短縮による時間の使い方の効率化など、有用性が確認されており、本宣言に基づき政府においても取組みがなされているところです。テレワークに効果的に利用できる IT サービスは既に多く提供されており、これらを、働き方の制度や慣習を変化させていく政策と適切に組み合わせ、そのような実践モデルを関係者に示していくことが肝要であると考えます。BSA は、官民においてテレワークに活用できる IT サービスの体験を広げる活動を行っていく予定であり、本宣言においても、テレワークの実践・体験に関し、IT 関連事業者との協働を明記いただけることを要望致します。

以 上